

学校教育課から8月24日に6教室のA案と8教室のB案の二つの案が示され、9月中にどちらかの案を選択して欲しいという話をいただきました。B案の8教室の増築では隣地との境界まで2メートルしか余裕がなく児童の安全を考え、6教室のA案を選択したわけです。この時点で学校としては6教室で確定しているものと考えていました。その後増築工事が1年延期となったため既設の教室等を改修して普通教室を確保していただき、現在にいたっているわけです。現在余裕教室をどのように使っているかという、更衣室に使ったり、児童会室に使ったりとその日ごとに様々な利用を行っています。今回4教室と言う話には大変驚いているところです。私としてはできるだけ多くの教室が欲しいという思いです。

委員長 安藤校長の御意見は事務局は承知していることですね。

教育部長 はい、承知しています。ただ今後の児童数を考慮して4教室ということで進めています。

委員長 教育委員会で説明いただいた4教室の根拠は校長先生に説明はしていますね。

学校教育課長 はい、教育委員会で説明したことを学校にも説明させていただいています。

委員長 先生としては事務局の説明を受けどう考えていますか。

安藤校長 まったく納得をしていません。8教室の要望から6教室という増築にしたわけですから。

委員長 私たちも前回の教育委員会で示されたデータ等から考えると、他校と比べて劣っているとは思えなかったわけですが。どうでしょうか。

安藤校長 学校の周辺状況を見てみると、事務局が示しているデータほど児童が減るとは考えられないと考えています。せっかく増築をするなら不確定ではあるが、児童の増加にも対応しておいて欲しいと考えています。

委員 やはり、現場のニーズと事務局とは中々折り合いがつかないところだとは思いますが、自分なりに疑問点は事務局に質問したわけです。その疑問に対する回答からは事務局の案については妥当かなと考えています。

委員 普通教室が、あと2部屋必要ですか。例えば少し狭い部屋とかオープンスペースなどではいけませんか。

安藤校長 必ずしも部屋の大小ではなく、図工の作品を保管する場所とか更衣室として利用するスペースがないと時間の制約上、授業進行に支障が生じてしまうと思います。

委員長 事務局案の4教室の増築後は、校長が言うようなスペースが確保できると考えていますか。

学校教育課長 増築後には現在改修により普通教室として使用している部屋が、余裕教室として利用できるので充分対応可能と考えています。

委員 職員用の更衣室はありますか。

安藤校長 十分なスペースを確保できていないのが現状です。特に女性用の更衣室は狭くロッカーも上下2段の小さなものとなっています。

委員長 現場の状況について、経営戦略会議の中では考慮されていますか。現場の声は届いていますか。

教育部長 中央小学校は大規模校であり他の小学校とは異なる状況であることは事務局は承知していますが、経営戦略会議ではあくまでも児童数から教室数を議論しています。

委員長 確かにデータという数字でみると、やはり妥当かという感覚になってしまうのが現実です。

安藤校長 私が大変なわけではなく、担任や児童たちが大変な思いをしているわけです。

委員長 私たちもそう思っています。教室の数だけを考えると4教室でも良いかと思いましたが、やはり、その他の事情を考えるとより大変さを理解することができます。

委員 単純に教室数を増やすということは難しいと思いますが、昇降口の上階をオープンスペースとして利用するなどの知恵を出して学校への配慮ができますか。

学校教育課長 教室数は4室と制約がありますが、オープンスペースは部屋数ではないので考慮することはできると思います。

安藤校長 既存の教室の大きさではなく、できるだけ広い教室を造っていただければ様々な利用法が考えられると思います。

委員長 そうですね、知恵を出して学校の要望に応えられるような設計を事務局にしてもらおうということでご理解をいただきたい。いずれにしても教育委員会が結論を出さなければいけないので一任していただきたい。

安藤校長 学校の思いを聞いて頂き、ご配慮いただけるということでお任せします。

教育部長 では、共通認識として普通教室は4教室、1・2階に男女のトイレ、昇降口はできるだけ広く、その上階にオープンスペースを設ける、また教室についても既存より広い面積を確保するというところでよろしいですか。

委員長 建築基準法上大丈夫ですか。

教育部長 法律上クリアできると思います。設計段階で校長に図面でお見せし確認を頂くことにします。

市役所東館3階教育委員会室で臨時教育委員会再開（午前11時）

委員長 では、中央小学校での合意事項を部長に説明していただきます。

教育部長 （中央小学校での話し合いによる共通認識事項について説明を行う。）

委員長 委員の皆様よろしかったですか。（よし）では承認とします。
では次に議案（2）「勅使会館業務委託について」説明をお願いします。

生涯学習課長 （資料第1号に沿って説明を行う。）

委員長 ご質問はありますか。

委員 委託業者の就業場所というのは、勅使会館の事務室ということですか。

生涯学習課長 そうです。

委員 グラウンド等の貸出しと同一の業者に委託するということですね。

生涯学習課長 そうです。

教育部長 現在、勅使会館の貸出し料金の徴収及びグラウンド、テニスコートの鍵の受け渡しをシルバー人材センターの職員が行っていますが、体育館の指定管理者制度導入後に勅使会館の

貸出しと料金徴収業務を別途指定管理者に業務委託をするものです。

委員長 指定管理者としてではなく、別途業務委託として同一業者が行うということですね。

生涯学習課長 そうです。

委員長 ほかにご質問はありますか。(なし)では承認とします。

次にその他(1)「豊明小学校放課後子ども教室について」説明をお願いします。

生涯学習課長 (その他資料①に沿って説明を行う。)

委員長 何かご意見はございますか。

委員 「放課後子ども教室」がどういうものかという具体的な形が、校長に見えていないことが問題だと思います。特に豊明市では児童クラブが充実していることもあり、「放課後子ども教室」との違いが分からないのではないですか。やはり、豊明市がどういった教室にしたいのかとか、あるいは双峰小学校の状況等を見てもらったり、そこでの評価など具体的な実証を行わなければいけないと思います。

委員 「放課後子ども教室」の必要性やその意義が良く分からなければ、校長に納得してもらえないと思います。私自身も良く理解できていないので他市町で成果をあげているところを見たと豊明小学校と相談したいと思います。

委員長 そのとおりですね。3年生までの児童の居場所作りとしての「児童クラブ」と「放課後子ども教室」の明確な違いを理解しないといけないと思います。部長からその辺を説明していただけますか。

教育部長 児童の安全な居場所作りとしての「児童クラブ」、そして地域の教育力を生かした学校とは違った教育の場としての「放課後子ども教室」ということですが、実際にはどちらも安全な子どもの居場所作りといった面もあります。

委員長 校長先生が話し合いたいというのは、私たち教育委員とですか。

教育部長 教育委員の皆さんに昨年とは状況が変わった、現在の学校を見ていただき話し合いたいということです。

委員長 職務命令として校長に開設を承諾させることは、子どもたちやボランティアが困ると思います。やはり時間をかけて理解を得てから実施することが一番良いと思います。

委員 校長が話し合いたいということなら、話し合うべきだと思います。

委員長 東郷町もはじめは教師たちの理解を得ることができなかったようですが、事業の成果が出ると共に認められるようになったということです。

委員長 校長先生が話し合いたいということであれば、臨時教育委員会を開催して話を伺う場を設けますか。

教育部長 成果をあげている教室を視察したうえで、校長の話聞く機会を作っていただきたいと思います。

委員長 教育部長に臨時教育委員会なり、学校訪問なりの場を設定していただくことにします。

教育部長 では、次回の定例教育委員会の開催日に東郷小学校の「放課後子ども教室」を視察していただき教育委員会全体で共通認識を持った上で、校長との話し合いに臨むことにしたいと思います。

委員長 皆さんよろしいですか。（よし）ではお願いします。

教育部長 5月の定例教育委員会の開始時間を午後1時30分とする旨を提出。
協議を行っていただく。

委員長 では、次回定例教育委員会は5月17日午後1時30分とします。

閉会宣言 午後0時20分、臨時教育委員会の閉会を宣言。